

平成25年度医薬分業指導者協議会

日本薬剤師会の活動

平成26年3月20日(木)
中央合同庁舎5号館講堂

公益社団法人 日本薬剤師会
専務理事 寺山善彦

 Japan Pharmaceutical Association

公益社団法人 日本薬剤師会

(日本薬剤師会定款 第3条)

本会は、都道府県を活動区域とする薬剤師会(以下「都道府県薬剤師会」という。)との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、国民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

設立： 明治26(1893)年6月11日

所在地： 東京都新宿区四谷三丁目3番地1

会長： 児玉 孝

会員数： 101,309名 (平成25年10月末現在)

 Japan Pharmaceutical Association

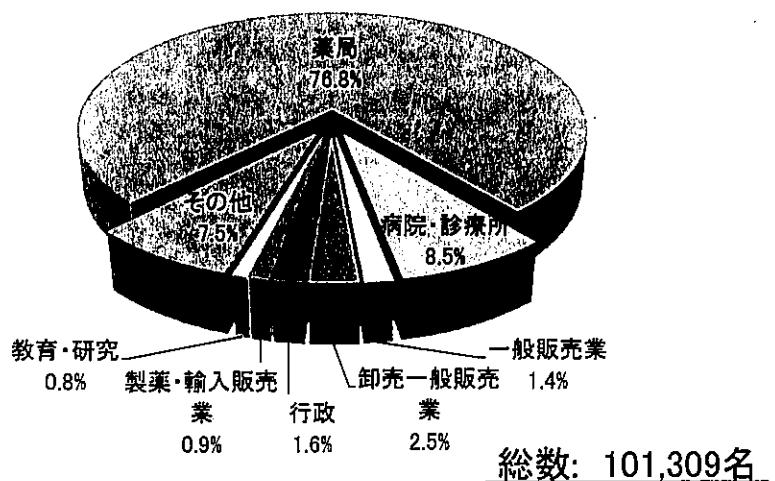
医療・薬学関係団体の創立年

- 1880(明13).04.25 日本薬学会
1893(明26).06.11 日本薬剤師会 当時の設立目的→医薬分業の実現
1902(明35) 日本医学会(日本聯合医学会)
1903(明36).11.27 日本歯科医師会(大日本歯科医会)
1916(大05).11.10 日本医師会(大日本医師会)
1927(昭2) 日本助産師会(日本産婆会)
1929(昭4) 日本看護婦協会
1941(昭16) 日本保健婦協会
1945(昭20).05 日本栄養士会
1946(昭21) 日本看護協会(日本産婆看護婦保健婦協会)
1947(昭22) 日本診療放射線技師会(日本放射線技師会)
1952(昭27).07.27 日本臨床衛生検査技師会
1966(昭41).07.17 日本理学療法士協会
1966(昭41).09 日本作業療法士協会(1966年に国家資格化)

*()内の名称は設立時の名称

Japan Pharmaceutical Association

業種別比率



Japan Pharmaceutical Association

日本薬剤師会の主要課題

1. 平成26年度診療(調剤)報酬等の改定
2. 一般用医薬品新販売制度への対応
3. 医薬分業制度の推進
4. セルフメディケーションの推進
5. 社会保障制度改革と薬剤師の役割

 Japan Pharmaceutical Association

平成26年度診療(調剤)報酬等の改定

 Japan Pharmaceutical Association

平成26年度診療(調剤)報酬改定

診療報酬改定率(全体) +0.1% (消費税引き上げに伴う対応分を含む)

1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%+0.10%)

各科改定率

医 科 +0.82% (+0.71%+0.11%)

歯 科 +0.99% (+0.87%+0.12%)

調 剤 +0.22% (+0.18%+0.04%)

2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (▲1.36%+0.73%)

なお、別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方の保険適用除外などの措置を講ずる。

医科:調剤改定比率=0.11:0.04=1:0.3

赤字:消費税補てん分 青字:一般会計から支出分

 Japan Pharmaceutical Association

試算 金額で見ると

平成26年度 医療費総額見込み

41.0兆円×0.73% = 2,990億円の引き上げ。

(41.0兆円×0.10% = 410億円)

医 科 31.2兆円×0.82% = 2,560億円

(31.2兆円×0.11% = 343億円)

歯 科 2.8兆円×0.99% = 280億円

(2.8兆円×0.12% = 34億円)

調 剤 7.0兆円×0.22% = 150億円

(7.0兆円×0.04% = 28億円)

 Japan Pharmaceutical Association

主な個別改定項目(調剤)

【重点課題1～3在宅医療の推進】

- ①在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制
薬局による患者宅への提供できる仕組みの整備・推進
- ②在宅薬剤管理指導業務の一層の推進
24時間調剤、多職種連携、無菌調剤(共同利用、麻薬・乳幼児用製剤)等

【I 充実が求められる分野を適切に評価する視点】

- ①薬学的管理及び指導の充実
薬剤服用歴管理指導料(お薬手帳特例)、服薬状況確認のタイミング明確化

【IV 効率化余地がある分野を適正化する視点】

- ①後発品の使用促進策について
調剤体制加算(使用割合:55%以上、65%以上)、一般名処方への対応
- ②大規模薬局の調剤報酬の適正化・合理化
調剤基本料特例見直し(門前薬局評価)、未妥結減算

【消費税率8%への引き上げに伴う対応】

- 調剤基本料上乗せ、一包化加算・無菌調剤処理加算引上げ

 Japan Pharmaceutical Association

一般用医薬品新販売制度への対応

 Japan Pharmaceutical Association

一般用医薬品新販売制度の適正運用の確保

●日本再興戦略(6月14日閣議決定)【抜粋】

一般用医薬品を対象とするインターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。ただし、「スイッチ直後品目」等については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、医学・薬学等それぞれの分野の専門家により所要の検討を行うこととし、本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講ずる。

Japan Pharmaceutical Association

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(概要)

1. 医薬品の販売規制の見直し

(1) 一般用医薬品：適切なルールの下、全てネット販売可能

- 第1類医薬品は、これまでどおり薬剤師が販売し、その際は、
 - ・年齢、他の医薬品の使用状況等について、薬剤師が確認
 - ・適正に使用されると認められる場合を除き、薬剤師が情報提供
- その他の販売方法に関する遵守事項は、法律に根拠規定を置いて省令等で規定

(2) スイッチ直後品目・劇薬（三要指導医薬品）：対面販売

- スイッチ直後品目※・劇薬については、他の一般用医薬品とは性質が異なるため、薬指導医薬品（今回新設）に指定し、薬剤師が対面で情報提供・指導
 - ※医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない等
- スイッチ直後品目については、原則3年で一般用医薬品へ移行させ、ネット販売可能

(3) 医療用医薬品（処方箋）：引き続き対面販売

- 医療用医薬品については、人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、これまでどおり薬剤師が対面で情報提供・指導
 - ※これまででは、古令で対面販売を規定

2. 指定薬物の所持・使用等の禁止

- 指定薬物※について、学術研究等を除き、その所持、使用等を禁止し、違反した場合には罰則
 - ※精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危険のおそれがある物質

3. 施行期日

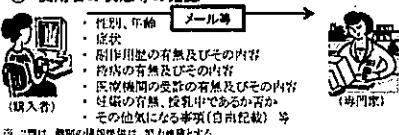
- 公布日から半年以内（政令で規定）

Japan Pharmaceutical Association

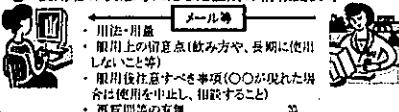
一般用医薬品のインターネットでの販売ルール(概要)

【販売の具体的な流れ】

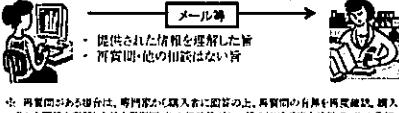
① 使用者の状態等の確認



② 使用者の状態等に応じた個別の情報提供等



③ 提供された情報を理解した旨の連絡



④ 販売(商品の発送)

【専門家の関与等】

① 専門家の担当の確認

- ・営業時間内の専門家の常勤
- ・対応している専門家をリカルグイムでサイトに表示
- ・購入者の求めに応じた対面・電話等での対応
- ・自動返信一斉返信の禁止、自由記載欄の削除
- ・購入者に対する情報提供・販売を行った専門家の氏名等の伝達
- ・対応した専門家の氏名、販売の特例等の記録の作成・保存(第1項)
- ・テレビ電話の設置等、確実に薬事監視ができる仕組みの整備

② 適切な情報提供・販売の確保

- ・購入者が情報提供内容を理解した旨の確認
- ・購入者に再販問答がないことの確認
- ・指定2項について、其辺の確認を促すための指示・表示等
- ・情報提供義務化の範囲及び判断者の見直し(権限使用者等について、医薬品が情報提供の要否を判断。)
- ・乱用等のよじれのいる医薬品の販売個数の制限等
- ・使用期限の表示・使用期限切れの医薬品の販売禁止
- ・オークション形式での販売の禁止
- ・購入者によるレビューや口コミ・コメントの禁止
- ・モール運営者の英単監視への協力

【店舗での販売】

- ・薬局・薬店の許可を取得した有形の店舗での販売
- ・原則、週30時間以下の実店舗の開店(ガイドライン)
- ・店舗の写真・許可証の内容、専門家の氏名等のサイトへの表示
- ・店舗に販賣・陳列している医薬品の販売
- ・営業時間外の掛け連絡先等のサイトへの表示

【偽販売サイト・偽造医薬品への対応】

- ・販売サイトのURLの届け出
- ・ネット販売を行っている店舗の一覧を厚労省HPに掲載
- ・薬事監視の強化、厚労省からプロバイダ等へのサイトの削除要請
- ・輸入通商時に特に注意が必要な医薬品のリストへの取扱促進

Japan Pharmaceutical Association

医薬分業制度の推進

Japan Pharmaceutical Association

医薬分業の課題

- ・続く医薬分業批判
 - 向かい風の中での調剤報酬改定
- ・質の向上
 - 個別最適化した調剤の実施
- ・更なる後発医薬品の使用促進
 - 新たなロードマップへの対応
- ・在宅医療への積極的な参画
- ・調剤業務(薬剤師)の見える化
- ・エビデンスの確立

 Japan Pharmaceutical Association

医薬分業の利点

—平成25年版 厚生労働白書より抜粋—

医薬分業とは、医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。

- 1) 使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・歯科医師が自由に処方できること。
- 2) 処方せんを患者に交付することにより、患者自身が服用している薬について知ることができること。
- 3) 「かかりつけ薬局」において薬歴管理を行うことにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などができる、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。
- 4) 病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、本来病院薬剤師が行うべき入院患者に対する病棟活動が可能となること。
- 5) 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明(服薬指導)することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。

 Japan Pharmaceutical Association

調剤の概念

「調剤の概念」とは、薬剤師が専門性を活かして、診断に基づいて指示された薬物療法を患者に対して個別最適化を行い実施することをいう。また、患者に薬剤を交付した後も、その後の経過の観察や結果の確認を行い、薬物療法の評価と問題を把握し、医師や患者にその内容を伝達することまでを含む。

第13改訂調剤指針 より抜粋

Japan Pharmaceutical Association

疑義照会について

○ 薬歴を活用することにより疑義照会が行われた割合は3.15%(年間で2,300万枚)、そのうち処方変更が生じた割合は68.9%(1,580万枚)に及ぶ。

過去の疑義照会等状況調査との比較

	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成17年度	平成22年度	<推計> 処方せん枚数 (注6)
疑義照会の 発生割合 (対処方せん枚数)	2.18%	2.38%	2.91%	3.3%	3.15% (泛用の内訳) ①薬学的内容 82.3% ②事務的内訳 16.2%	2,298万枚
うち、処方変更が 生じた割合	63.9%	66.3%	52.9%	59.2%	68.9%	1,603万枚 (処方変更を行わなかつた場合の影響) ①併用注意があったと推測※ 20.4% ②医師の意図した薬効が得られなかつたと推測※ 26.8% ※疑義照会を行つた薬剤師によるもの
備考	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	

(注1)「平成10年度 疑義照会等状況調査」(日本薬剤師会)

(注2)「平成12年度 疑義照会等状況調査」(日本薬剤師会)

(注3)「医薬分業における疑義照会の実態に関する研究」報告(日本大学薬学部、日本薬剤師会委託調査)

(注4)「薬局薬剤師による医薬への貢献の実態に関する研究」報告(日本大学薬学部 白神誠、平成17年度厚生労働科学研究)

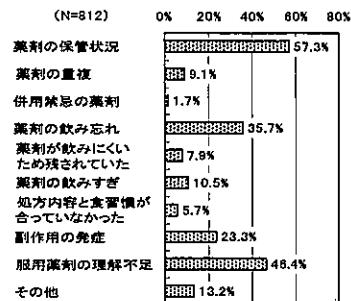
(注5)「平成22年薬剤服用指導の活用、疑義照会実態調査」(日本薬剤師会、保険調剤サポート薬局)

(注6)直近の処方せん枚数(平成22年度、7億2,930万枚)に基づき計算

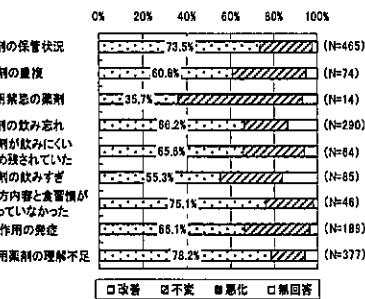
Japan Pharmaceutical Association

居宅における薬剤管理の問題点と 薬剤師による訪問指導の効果

在宅患者訪問薬剤管理指導
又は居宅療養管理指導の開始時に
発見された薬剤管理上の問題点



在宅患者訪問薬剤管理指導
又は居宅療養管理指導の取り組みの効果



潜在的な飲み忘れ等の年間薬剤費の粗推計
=約500億円

在宅患者訪問薬剤管理指導等により改善される
飲み残し薬剤費の粗推計
=約400億円

出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の
在宅患者訪問薬剤管理指導ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」 Japan Pharmaceutical Association

後発品のさらなる使用促進のための ロードマップ(概要)

- 後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にする。
また、達成状況をモニタリングし、その結果や諸外国の動向を踏まえ、適宜見直す。
※ 数量シェアについては、国際的な比較が容易にできることも踏まえ、後発医薬品に置き換わられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアとする。
- 後発医薬品のさらなる使用促進のための取組についてもモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策を適宜追加する。

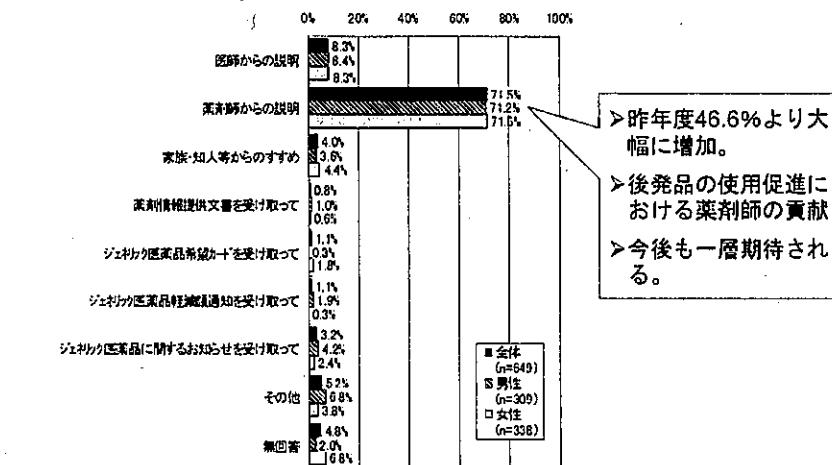
一 主な取組内容 一

- ① 安定供給
- ② 品質に対する信頼性の確保
- ③ 情報提供の方策
- ④ 使用促進に係る環境整備
- ⑤ 医療保険制度上の事項
- ⑥ ロードマップの実施状況のモニタリング

© JAPAN PHARMACEUTICAL ASSOCIATION

後発品に変更したきっかけ

図表208 後発品に変更した最大のきっかけ



出典: 平成24年度 診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(H24年度調査)後発医薬品の使用状況調査 結果概要(速報)

Japan Pharmaceutical Association

後発品への取り組み

1. 後発医薬品へ変更(選択)して調剤することを原則とする。
2. 先発医薬品に後発医薬品がある場合、後発医薬品も併せて備蓄することを原則とする。
3. 製剤特性等を考慮して、患者個々に適した後発医薬品の選択を行う。
→ 個別最適化した調剤の実施
4. 後発医薬品を調剤した後は、新薬同様にモニタリングを行い、不安なく使用できるように支援する。
→ 品質に対する信頼性の確立
→ 「未知の不安」から「既知の安心」へ
5. 希望しなかった患者についても、引き続き後発医薬品の使用について理解を求める。
→ 不安を取り除く、医療保険財政について理解を求める等

Japan Pharmaceutical Association

セルフメディケーションの推進

 Japan Pharmaceutical Association

薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進

●日本再興戦略(6月14日閣議決定)【抜粋】

二. 戦略市場創造プラン

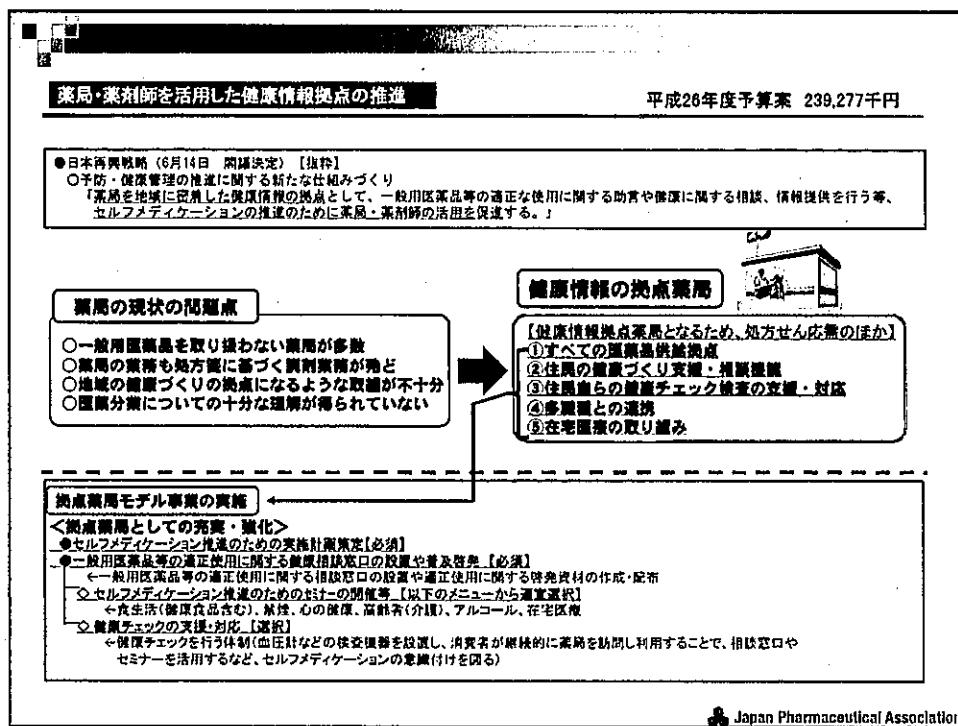
テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

○予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり

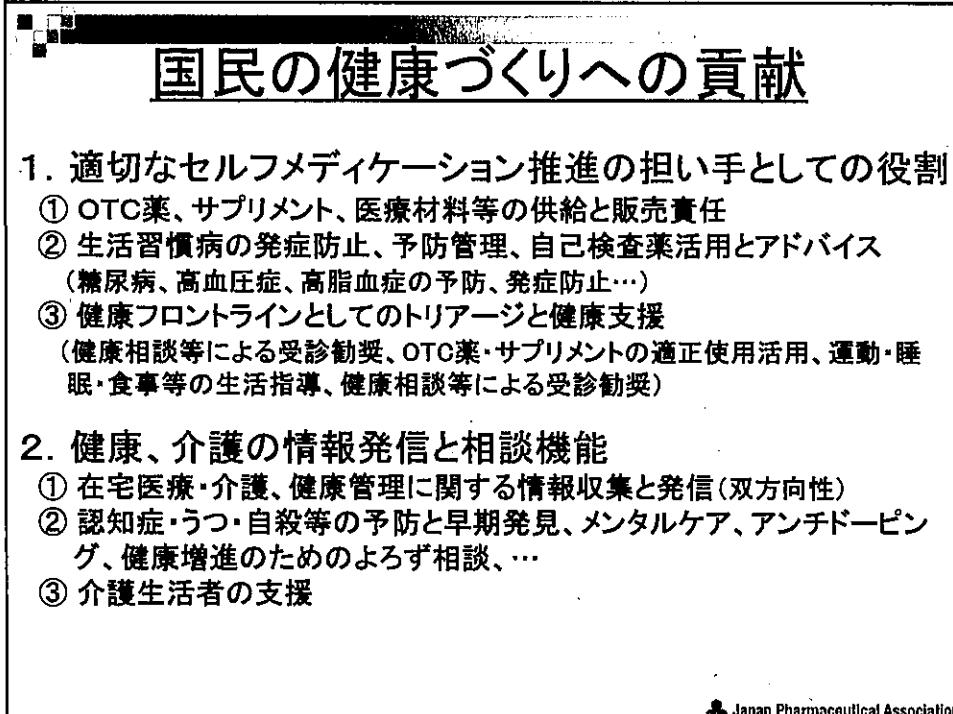
薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーション※の推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」

注：セルフメディケーション：専門家の適切なアドバイスの下、身体の軽微な不調や軽微な症状を自ら手当てすること。

 Japan Pharmaceutical Association



Japan Pharmaceutical Association



Japan Pharmaceutical Association

社会保障制度改革と薬剤師の役割

Japan Pharmaceutical Association

社会保障・税一体改革

- 社会保障・税一体改革大綱では、「病院・病床の機能分化・強化」や「一般病棟における長期入院の適正化」の推進が求められており、在宅医療や介護の受け皿が必要。さらに、大綱では、医療と介護の連携の強化等を進め、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

(参考) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)

第3章 具体的改革内容

(1) 医療サービス提供体制の制度改革

- 急性期病床をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組む。

<今後の見直しの方向>

i 病院・病床機能の分化・強化

- ・ 急性期病床の位置付けを明確化し、医療資源の集中投下による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進する。
- ・ 病診連携、医療・介護連携等により必要なサービスを確保しつつ、一般病棟における長期入院の適正化を推進する。

ii 在宅医療の推進

- ・ 在宅医療の拠点となる医療機関の選択及び役割を明確化とともに、在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を医療計画に記載すべきことを明確化するなどにより、在宅医療を充実させる。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。

iii 医療と介護の連携の強化

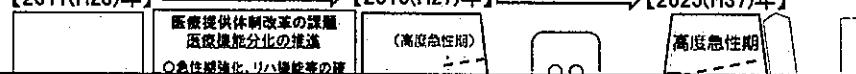
- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種のチームケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

Japan Pharmaceutical Association

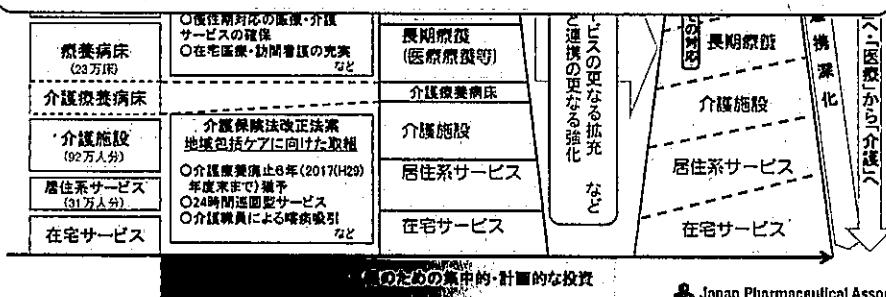
医療・介護機能再編の方向性

- 病床機能の役割分担を通じてより効率的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と適格化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。
- 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担とともに、居住系・在宅サービスを充実する。

【2011(H23)年】 → 【2015(H27)年】 → 【2025(H37)年】



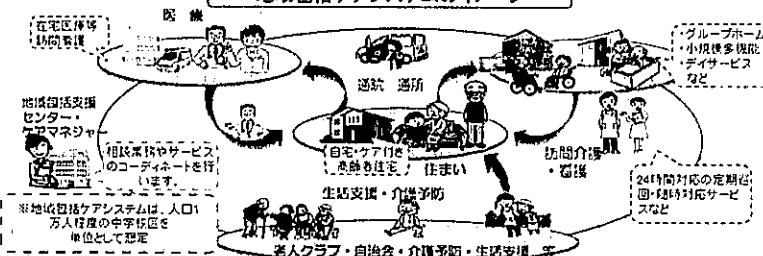
「病院完結型」→「地域完結型」



Japan Pharmaceutical Association

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムのイメージ



【地域包括ケアの5つの柱による取組み】
地域包括ケアを実現するためには、次の5つの柱との取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、病院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)で行われることが必須。

- ①医療との連携強化
 - ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
 - ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施
- ②介護サービスの充実強化
 - ・特需などの介護点数の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
 - ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化
- ③生活の推進
 - ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
- ④見守り・配食・買い物など、多様な生活支援サービスの確保や福利厚生など
 - ・一人暮らし、高齢夫婦のみ生活の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進
- ⑤高齢期になっても住み続けることできる高齢者住まいの整備(田舎者と連携)
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

Japan Pharmaceutical Association

社会保障制度改革推進法第4条に基づく「法制上の措置」の骨子

社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)第4条の規定に基づく「法制上の措置」に関するもの。

- ① 同法第2条の基本的な考え方方にのっとり、かつ、同法第2章に定める基本方針に基づき、
- ② 自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困難等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、
受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革(以下「社会保障制度改革」という。)の推進に関する骨子について、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、次のとおり定める。

政府は、本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出する。

【出典】社会保障制度改革推進法第4条に基づく「法制上の措置」の骨子について(平成25年8月21日閣議決定)

Japan Pharmaceutical Association

地域における医療及び介護の統合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要

概要

持続可能な社会保障制度の確立を図るために改進の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の統合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備を行なう。

主要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、
消費税収入を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)

- ①医療機関が都道府県知事に医療の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療機能(ビジョン)、(地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
- ②医療機関支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に施行し、多様化、地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別需要老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の医療費軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ(ただし、月額上限あり)
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の対象に資産などを追加

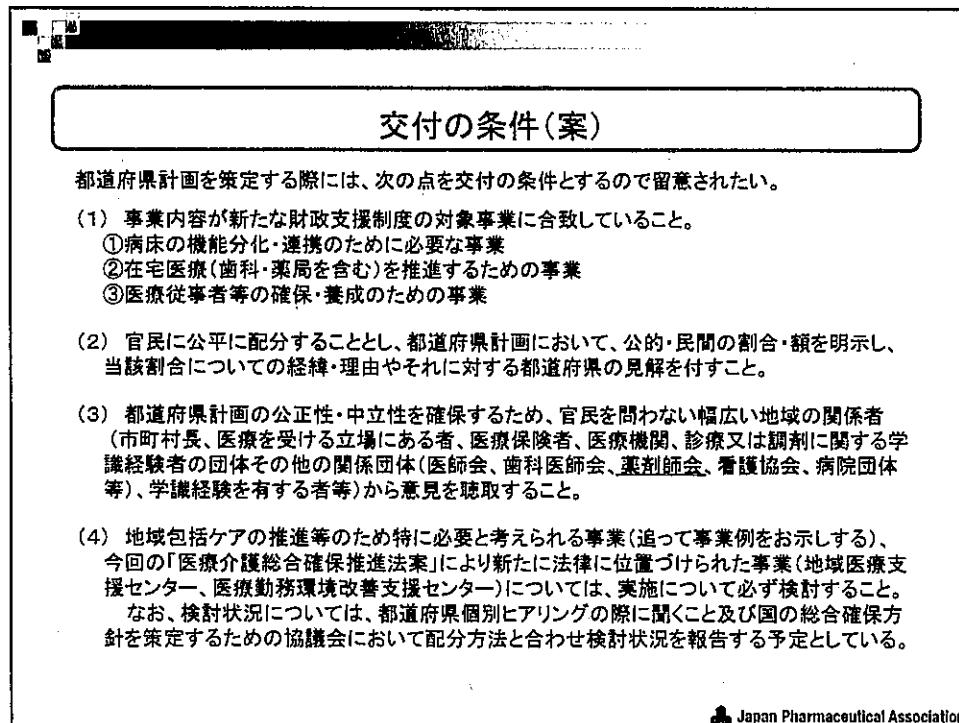
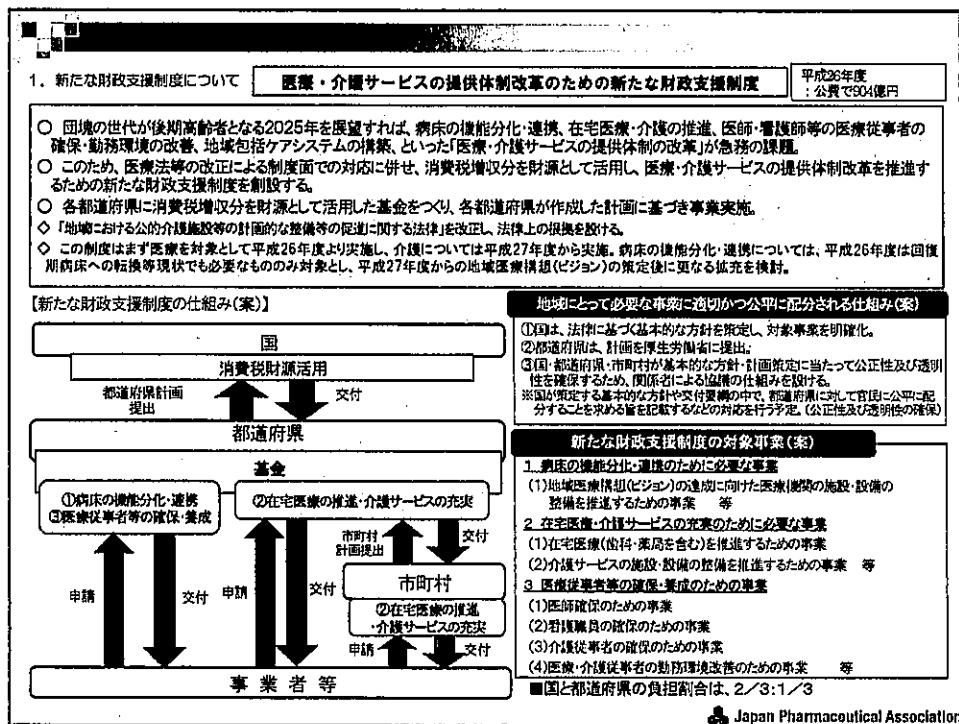
4. その他

- ①診療の補助のうちの特定期を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人団体の合併、持分なし医療法人への移行促進策を検討
- ④介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

施行期日(予定)

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

Japan Pharmaceutical Association



医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

スケジュール(案)

- 3月3日 全国医政関係主管課長会議(都道府県)
※会議後も適宜情報提供
- 3月20日(予定) 都道府県新基金担当者会議
- 4月中旬 第1回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業として想定している内容、基金の規模感等について)
- 5~6月 第2回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業の検討状況、27年度の規模感)
[以下は6月頃に法律が成立した場合(国会審議により変更があり得る)]
- 7月 国に協議会設置、総合確保方針の提示
交付要綱等の発出(交付要綱等の発出から都道府県計画の提出まで1~2か月程度を想定)
- 9月 都道府県が都道府県計画を策定
- 10月 都道府県へ内示
- 11月 国による交付決定

Japan Pharmaceutical Association

地域の医療資源としての薬局・薬剤師の活用

薬局

医療提供施設

55,000薬局

地域医療に合う分布

地域医療・介護

在宅医療
介護への参画

多職種連携

在宅医療用医薬品
医療材料の供給
も含む
無菌・輸液

休日・夜間薬局の整備

セルフメディケーションの
支援

地域保健

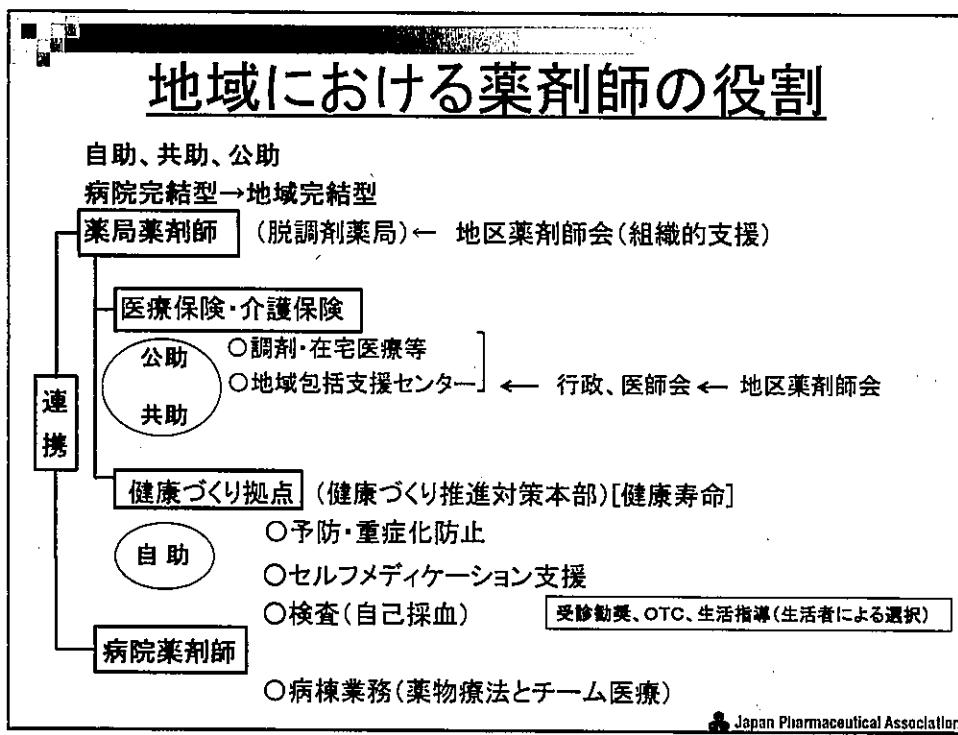
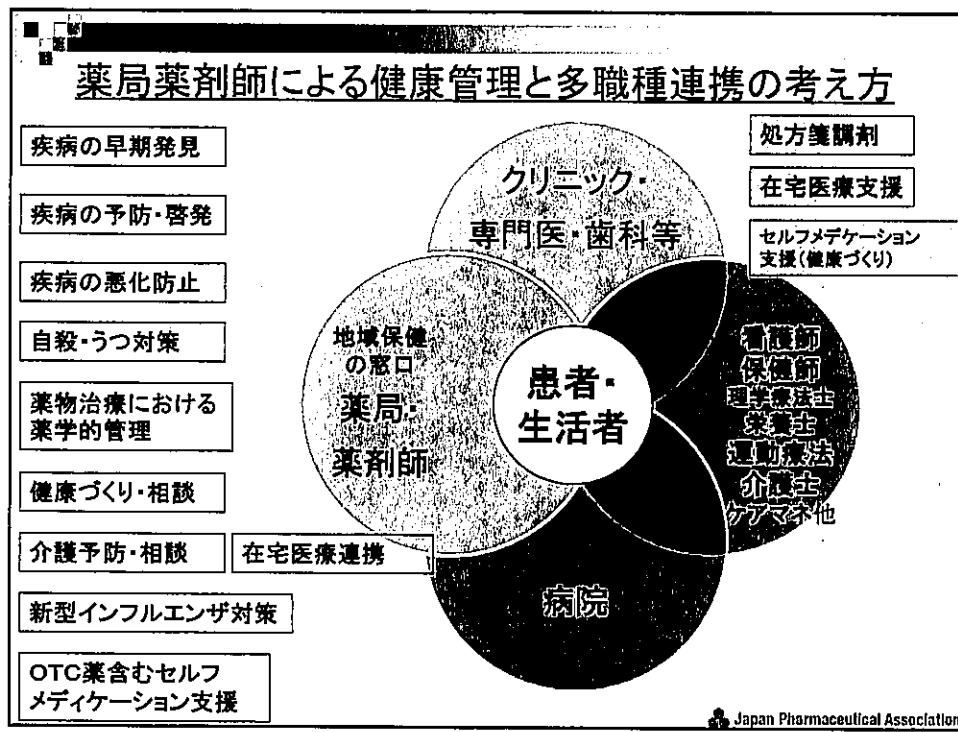
健康づくり拠点14,000薬局(目標)
(現状日本21年第二次10年計画)

健康啓発活動
(健康フェア等)

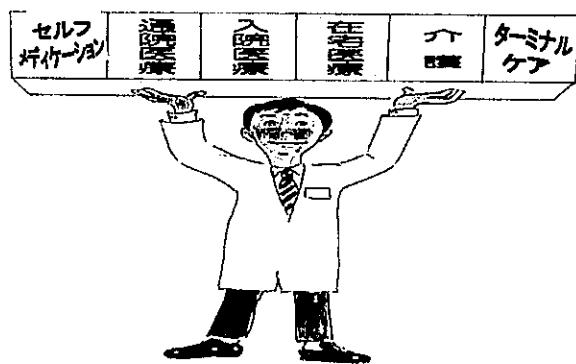
保健所との連携

栄養士との連携

Japan Pharmaceutical Association



ご清聴ありがとうございました。



Japan Pharmaceutical Association